

機械装置を購入した企業・する企業はチェックしたい

償却資産税「減税」セミナー

平成28年7月1日に中小企業等経営強化法が施行されました。
この法律は、中小企業の経営力向上を目的とした法律であり、具体的には中小企業者等が平成28年7月以降に取得した一定の機械装置について、**償却資産税（固定資産税）を3年間、減額する特例**が規定されています。

この規定により、償却資産税が**企業の業績に関わらず減税**されることから、設備投資により生産性向上や業績の浮上を図りたい企業は、注目すべき内容となっています。

そこで本セミナーでは、償却資産税の減税措置の概要と、適用を受けるための手続きの流れを中心にご説明します。

講師：税理士法人 **成和**

シニアアドバイザー 林 泰郎

◆ 日 時 / 平成28年10月5日(水)

◆ 時 間 / 10:00 ~ 11:30

◆ 会 場 / 税理士法人成和 2階 大会議室

〒502-0914 岐阜市菅生2-3-19

◆ 参加費 / 無 料

◆ 持ち物 / 筆記用具

◆ 定 員 / 10名(恐れ入りますが、ご同業の方のお申込みは遠慮頂いております。)



【お問い合わせ先】税理士法人 成和 担当：浅井・服部

〒502-0914 岐阜市菅生2-3-19 TEL058-295-7077 メール info@seiwa-group.jp

お申込みは、裏面に必要事項をご記入のうえ、FAXまたは郵送でお願いいたします



税理士法人成和 担当：浅井・服部

058-295-7077

2016年10月5日セミナー
【固定資産税減税セミナー】

ご出席

ご欠席

今後セミナー案内を
希望しない

フリガナ お名前	TEL			
	E-mail			
ご住所	〒			
所属・ 職業			性別	男 女
年齢層	20歳代	30歳代	40歳代	
	50歳代	60歳代	70歳以上	
ご意見 ご質問				
<p style="text-align: center;"><input checked="" type="checkbox"/> 今後のテーマについて、ご意見をお聞かせください。 <input checked="" type="checkbox"/></p> <p style="text-align: center;">(今回ご参加いただけない方もご協力をお願いします。)</p> <p> 所得税 法人税 相続 消費税 生命保険年金 社会保険 人事 労務 経営 経理実務 マネー講座 </p> <p>その他 (ご希望のテーマをご記入ください)</p>				



ご記入いただいた個人(法人)情報は、弊社及びグループ会社が開催するセミナー・サービスに関する情報の提供の目的で利用させていただきます。
登録情報は厳重に管理し、第三者に開示することは一切ございません。

FAX 058-295-7078

セミナーの詳細については、裏面をご覧ください